

駐 車 場 法 の 改 正 に つ い て

駐車場法の対象に自動二輪車が追加された改正駐車場法が平成18年11月30日に施行されました。

1 駐車場法の一部改正

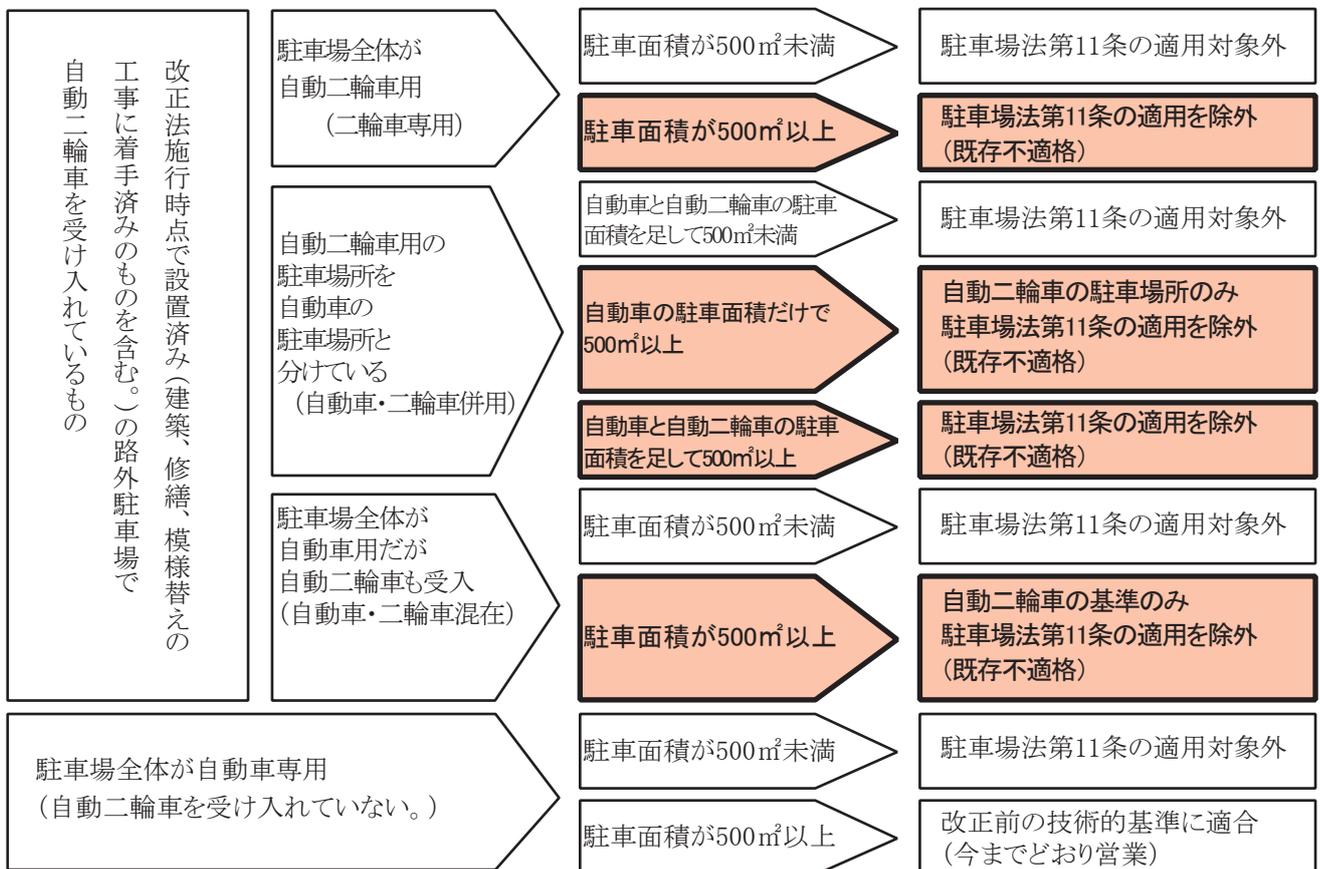
自動二輪車の駐車場の整備を推進するため、駐車場法の自動車の定義に大型自動二輪車（排気量400cc超）及び普通自動二輪車（排気量50cc超～400cc以下）が追加されました。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 略</p> <p>四 自動車 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第九号に規定する自動車をいう。</p> <p>五 略</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 略</p> <p>四 自動車 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第九号に規定する自動車のうち、大型自動二輪車（側車付きのものを除く。）及び普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）以外のものをいう。</p> <p>五 略</p>

2 構造・設備基準適合義務に関する経過措置

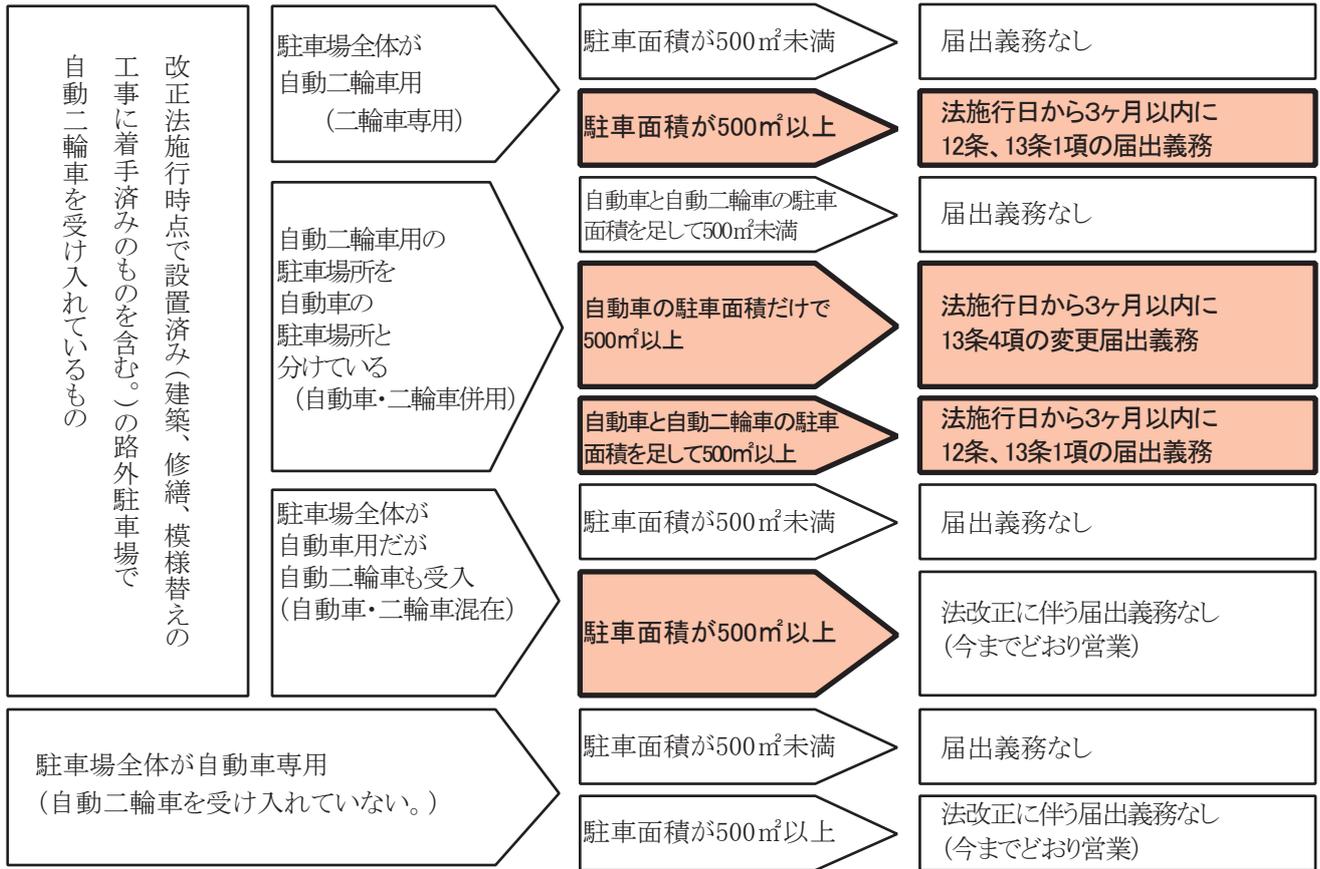
改正駐車場法の施行時点で自動二輪車を受け入れている既存（建築、修繕、模様替の工事に着手済みのものを含む。）の路外駐車場については、駐車場法第11条（構造及び設備の基準）の規定は適用されません。

ただし、改正駐車場法の施行後に、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替を実施した場合は、自動二輪車駐車場の技術的基準に適合する必要があります。



3 届出に関する経過措置

駐車場法の改正に伴い、駐車場法第12条（設置の届出）、第13条（管理規定）の届出を要することとなる駐車場の管理者は、改正駐車場法の施行日から起算して、3ヶ月以内に届出をしなければなりません。



4 自動二輪車駐車場の技術的基準（駐車場法施行令第7条、8条）

自動二輪車専用駐車場又は駐車場のうち専ら自動二輪車の駐車のために供する部分について、

- ① 出口付近の構造は当該出口から1.3メートル後退した車路の幅員の中心線上1.4メートルの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ60度以上の範囲内において、当該道路を通行する者の存在を確認できるようにすること。
- ② 車路の幅員は3.5メートル以上とすること。
- ③ 一方通行の車路の幅員は2.25メートル以上（ただし、駐車料金の徴収施設が設けられており、歩行者の通行の用に供しない部分にあっては、1.75メートル以上）とすること。
- ④ 屈曲部（ターンテーブルが設けられているものを除く。）では、自動二輪車を3メートル以上の内法半径で回転させることができる構造であること。

